

「交渉学」からみた日米交渉失敗の原因

——木村論文を参照した一試論

須藤眞志

はじめに

本稿は木村汎教授の「交渉研究序説（その一）」に依拠して、木村氏の論文の枠組みを利用させていただき、一種のケース・スタディとして書いたものである。¹⁾ それゆえ木村論文を参照しながら分析した一試論としてお読みいただきたい。当然のことながら木村論文を同時に参考にしていただくと大変分かりやすいと考えます。ケース・スタディとして一九四一年に行われた日米交渉をとりあげたのは、私の専門領域であるばかりでなく、木村氏の論文の枠組みに大変マッチしたからである。

最初に今回使用させて頂いた木村論文の枠組みを目的的に述べておきたい。それによって、木村論文に接していない読者にも理解がしやすいと考えるからである。木村論文は「交渉」とはなにかとい

う大命題と「交渉と文化」に大きく分けることが出来る。そしておおよそ次のような枠組みから出来上がっている。もちろんそれぞれすべてではないが重要と思われる点は大体入っている。

I 交渉の定義。1 交渉の主体、2 交渉の対象、3 利害の対立、4 相互性の欠如。

II 交渉の種類。1 正常化の交渉、2 再分配の交渉、3 副産物としての交渉。

III 交渉の種類—その他の分類。1 対外的、対内的交渉、2 公開と非公開、3 係争点の数とリンケージ、4 時間的要素、5 ゼロ・サム対ノン・ゼロ・サム・ゲーム。

IV 文化と交渉。1 商人型対武人型、2 えらび型対あわせ型、3 文脈（コンテクスト）依存の高低。

以上の枠組みを使って論文は構成されているので、それぞれの内

容については本稿を進めていくうえで説明している。

序説

日米戦争直前の一九四一年におこなわれた日米交渉は、その目的が日米の平和の状態を維持するということであれば、結果として戦争になってしまったのであるから交渉は失敗であったと言える。重要なことは交渉のプロセスいかんによっては交渉がまとまり、戦争にならずにすんだのであったのかどうかということである。果たしてその失敗の原因を交渉の過程に見いだすことができるのであろうか。交渉学の観点から日米交渉を素材にして分析し直してみたい。そこになにか新しい発見があるかどうかを本稿では見てみたい。

最初に簡単に日米交渉の行われた時代的背景を述べておきたい。戦前の日米関係は日露戦争以後の日本の大陸進出の政策と、さらに移民問題という両国の国民感情を刺激する問題を巡って対立していた。アメリカは満州事変以後は、とくに日本の中国大陸への軍事進出に対し門戸開放・機会均等・領土保全という原則論をもって日本の大陸政策を批判していた。日米対立はやがて戦争になるのではないかと危惧は、三〇年代半ばから一段と高まった。アメリカ国内でも日米戦争を予測させる書物が多数出版され、ウォー・スケア（War scare）ということがさかんに言われた。⁽²⁾一方、日本の国内でもそれらが紹介され、日米は仮想敵国のごとき状態となってい

た。三〇年代を通して、日米の緊張関係は通常の国交がありながら、背後に軍事的な対立の危険を秘めるといった今日的表現で言えば一種の冷戦状態であったと言える。その冷戦状態を正常化し熱い戦争にしないために行ったのが日米交渉のほずであった。

I 交渉の定義

1 交渉の主体

まず交渉の定義から見てみよう。⁽³⁾交渉の主体であるが、日米交渉は明らかに国家間の交渉であり、他の個人や組織の関与する交渉ではなかった。但し日本とアメリカでは、内部の政策決定の構造にかなりの相違があり、日米交渉は典型的な政府間交渉であるはずのだが、アメリカのように大統領に決定の権限が集中しているのとは違、日本側には軍部という別の権力機構が存在しており、交渉主体はたしかに政府（国家）であるのだが、その決定が政府による一元的構造になっていなかった。ここに大きな問題があった。

とくにジュネーブ軍縮会議を境に起こってきた統帥権干犯問題を切っ掛けに、国務（政府）と統帥（軍部）は分離しているとの憲法上の解釈がまかりとおり、軍事に関する事、例えば軍縮とか撤兵に関しては政府とくに外務省は関与する権限はないとされていた。日米交渉においても、この問題は日本側の交渉主体としての権限を

かなり制限し、また複雑にした。

2 交渉の対象

第二に交渉の対象となった事項はまさに国家の存亡を賭けた大問題であった。野村吉三郎はアメリカ大使として渡米する前に、次のような「対米試案」を書いた。当時の日米交渉が何故必要であったのかよく表しているので引用してみる。⁽⁴⁾

日米関係はさきに三国同盟の締結あり、ルーズベルトの三選及び米国防の充実に伴い漸次緊迫の度を加うるの徴ありといえども、これ以上悪化せしめざるよう努力し国交断絶もしくは交戦状態となるを極力回避すべきなり。これがためにはたとえ少しにても関係緩和に益すべきことはこれを試み、もって両国人心の緩和に務むるを要す。

日米間紛争の中心なるものは1||大陸なかんずくシナ問題、2||最近の(我が国)南進論、3||同盟条約による米国参戦の場合における我が国の義務なり。

日米交渉のイッシューはまさに野村の指摘した三点であった。つまり、中国大陆における日本の軍事的進出に対するアメリカの懸念、資源を確保するための日本の南方への進出、それに一九四〇年九月に結んだ日独伊三国同盟であった。

3 利害の対立

第三にそれでは以上の三点は日米間にどのような利害の対立をもたらしていたのであろうか。もし交渉のイッシュー自体に、交渉によって解決されえないほどの利害や意見の対立が存在していたとすれば、木村論文にあるとおり、日米交渉がたとえ成功しなかったとしても、それは交渉過程に問題があったというより、交渉の限界と言えるかもしれない。⁽⁵⁾ そのような観点を含めて三点をそれぞれ検討してみよう。

大陸問題は、日本の大陸進出は日清戦争にまで遡ることができる。日本は伝統的に北進政策をとっており、また韓国併合以後は満州から大陸に野心をもやした。満州事変に続き満州国が成立するに及んで、アメリカは門戸開放・機会均等・領土保全の原則を再確認し、スチムソン國務長官は日本の大陸における一切の行動を承認しないとす、いわゆる不承認宣言を行った。⁽⁶⁾ アメリカは満州国を日本の傀儡国家だとして、その存在を認めなかった。一方日本は、満州を日本の生命線と位置づけ、譲ることのできない国家利益と認識していた。日本はリットン調査団の報告の採択をめぐり、国際連盟を脱退してまでもその立場を守ろうとした。

その上日本は満州に留まらず、盧溝橋事件をきっかけに華北、華中に向けて軍事行動を起こし、大陸全体に野心を燃やし始めた。アメリカは日本の行動は中国大陆の軍事行動を規制した九カ国条約違

反として日本を非難した。日本は自存自衛のためとしてその立場を擁護したが、客観的にみても国際社会からは受け入れられない無理な抗弁であった。つまり日本は大陸には領土的野心はなく、満州の権益を守るための出兵だとしていたのであるが、それではアメリカをはじめ各国の承認を得ることはできなかった。日本としてもその後の大陸での泥沼的な支那事変には、かなり手を焼いていたのが実情であった。それゆえ、もしアメリカが満州の存在を認めれば、日本としても大陸から兵を引くことは可能であったかもしれない。しかし、これも外務省と陸軍の間には撤兵に関してはかなりの認識の隔たりがあったので、それほど簡単なことではなかった。

第二は南進政策である。アメリカは日本の南進政策を自国の利益に最も関わる問題として認識していた。四一年の八月に日本が南部仏印に進駐したとき、アメリカは日米交渉の事実上の打切りを通告し、日本資産の凍結と屑鉄と石油の禁輸に踏み切ったのである。⁽⁷⁾

日本の南部仏印への進駐は、そのときにはまだ東南アジア全体への覇権を確立するというだいたいそれた野心があったわけではなく、一つは南部仏印のゴムやスズといった資源の確保と支那事変解決のために、さらに蒋介石の重慶政権に物資を運ぶ、仏印から雲南に通ずるルートを断ち切りたかったのである。しかしアメリカは日本の行動を、やがてはフィリピンにまで到達するかもしれない、日本の大東亜共栄圏の確立の第一歩と認識したのである。日本には政治的な野

心はとくになかったのであるが、アメリカは自国の安全保障にかかわる問題として認識した。ここに重大な認識の相違（パーセプション・ギャップ）が生じたのである。⁽⁹⁾

アメリカの反応には今日の言葉でいえば、一種のドミノ理論が働いたといえる。つまり北部仏印に進駐したときにはさほどの反応を示さなかったアメリカが、南部については強硬な姿勢をみせたのは、南部仏印を東南アジア全域を傘下に収めようとする日本の領土的野心の第一ドミノと考えた。しかし日本は、北部から南部に入ることが、何故それほどアメリカを怒らせたのか理解できていなかった。日米交渉の過程でも、日本は南部仏印から軍を北部に引き揚げることを提案しているのである。

第三は三国同盟である。じつは、日本には三国同盟を結ぶそれほど積極的な理由があったわけではなかった。三国同盟は極端な言い方をすれば、松岡洋右外相一人のリードによって成立したとも言える。⁽¹⁰⁾ もちろん軍部の同意があったから成立したのであるが、日本の利害得失を論議して決定したことはなかった。無条約状態にあった日本が外交の相手としてナチス・ドイツを選んだのは、ヨーロッパ戦争で華々しい戦果をあげているドイツに魅了されたからである。その意味では三国同盟を締結したのはドイツブームを盛り上げた新聞、世論の後押しであったとも言える。

松岡は将来世界がブロック化され、ヨーロッパはやがてドイツの

支配下に入り、アジア全域は日本を盟主とする時代がくると考えていたのであり、そのときに強いアメリカとの交渉にドイツの力を背景にしようとしたのである。松岡の大きな誤算は独ソ戦争の勃発であった。ルーズベルトはイギリスを助け、打倒ナチスを決意していたのであり、ナチス・ドイツと手を組む日本を許すことはできなかった。とくにアメリカが気にかけていたのは、条約第三条の参戦の義務であった。いずれヨーロッパ戦争に参加せざるを得ないと考えていたルーズベルトは、大西洋と太平洋の両洋作戦にはアメリカ海軍の力が不足していると認識していたのである。

アメリカは日米交渉の過程で三国同盟からの日本の脱退を強く求めていたが、日本は国際信義を盾にこれを拒否した。その代わり、第三条は自動的に発動されるのではなく、日本が独自に判断するとの見解を示し、事実上第三条のヨーロッパ戦争への適用を否定したのである。⁽¹¹⁾ アメリカも本音のところは日独両軍が共同して作戦を行うことは不可能であろうと分かっていたのである。ドイツはヨーロッパやアフリカが戦場であり、日本はアジアや太平洋地域がそのエリアであることを考えれば当然であった。事実第二次大戦を通じて日独共同作戦など一度もとられなかった。

以上の三点に限ってみて、果たして対立する利害の調整がはかられる可能性はあったのだろうか。たしかに、いずれも妥協点を見出すことは容易ではないが、交渉が不可能であったとは思われない。

それゆえ、木村論文にある「自己の立場をいかに相手側に伝達し、理解し、納得し、受け容れてもらうか」という努力を日米両国はしたかどうかである。つまり、日米交渉は「相手側の立場を理解し、相互に譲歩することを通じて、対立する利害の調整」を行う理想的な交渉を行ったのかどうかを見ていきたい。⁽¹²⁾ 日米交渉の失敗の原因を交渉過程のなかに求めるとすれば、その一つは係争点について議論を煮詰め、妥協点を探るというこの「相互性」の欠如にあったのではないかと考えられる。

4 相互性の欠如

日米交渉の当初からかなり明示的な提案がなされた。四月に滞米中の岩畔豪雄とドラウト神父の間で日米了解案が作られ、ハル國務長官も野村大使もこれを叩き台にすることに同意したとき、最初の相互性の生まれる可能性は若干ながらあった。しかし、了解案をアメリカ提案と誤解した日本側は、これを修正して対案を出すにいった。了解案には日米双方の主張が盛り込まれており、また國務長官と日本大使がこれを基にして交渉を始めることに同意していたのであるから、このときに「相互性」が生まれる可能性があったと言える。しかし、ここで日米双方に相互性を生み出す障害の要因として考えられるのは、外務大臣の松岡と國務省政治顧問のホーンベックの存在である。松岡はアメリカに対しては強く当たることによっ

て相手の譲歩を引き出すことが可能と考えていたし、ホーンベックはまたその独自の考え方から、日本に対してはあくまでも経済圧力のような力による外交を主張していた。二人とも独自の考えに固執して交渉の過程で学習し、自己を変革するような態度をまったく持たなかった。その二人が日米交渉の過程で大きな影響力を持っていたことが悲劇であった。

さらにアメリカ側には、日米交渉にあたって最初から一定の原則があった。ハル國務長官は了解案の本国への送付にさいし、野村大使にハル四原則なるものを示し、これを最後まで譲ることはなかった。⁽¹⁴⁾七カ月近くに及んだ日米交渉の最後の一月二六日に、日本に手渡されたアメリカ提案(通常ハル・ノートと呼ばれる)を見るかぎり、結局アメリカ側は相互に譲歩しての妥協をはかるという姿勢はもっていなかったのである。

それでも日本側には、アメリカの強い態度を知り、とくに第三次近衛内閣の豊田貞次郎外相、また東条内閣の東郷茂徳外相は日本の譲歩案を提示し、解決の糸口をつかもうとした。豊田は三国同盟の実質的な形骸化を提案したし、また近衛・ルーズベルト会談という首脳会談によって問題の解決を計ることも提案した。しかしこれもホーンベックによって葬りさられた。東郷は栗栖三郎を大使として派遣し、また甲案・乙案という譲歩案を提示して日米交渉の継続を計った。アメリカでも一月末に暫定協定案という譲歩案が作られ

ていたのだが、結局それは日本に提示されることなく、ハル・ノートという形で最後までアメリカの原則を貫いた。

結論的に言うならば、日米交渉には交渉の過程で学習し、軍事衝突を避けるといふ最大の目的のために双方が歩みよるといふ「相互性」が欠如していたと言えよう。戦後になってハル・ノートもよく読んでみれば、それをもつて開戦の引きがねとするより、それでも交渉の材料になりえたとする議論もできたが、⁽¹⁵⁾当時もつとも和平派といわれていた東郷外相でさえ絶望感にうたれ、開戦に賛成したのである。⁽¹⁶⁾

II 交渉の種類

1 正常化の交渉

日米交渉は当初から「日米国交調整」と言われていた。このままではやがて日米は戦争ということになってしまいかもしれないからそれを避けるためにも日米国交調整が必要ということであった。その点からすると、木村論文にある五分類のなかでいえば、日米交渉はまず「正常化」のための交渉であったと言える。⁽¹⁷⁾たしかに日米は通常の外交関係を維持していたのであり、外見的には不正常的な状態ではなかった。それゆえ正常な国家関係のない状態を正常化するという交渉ではなかった。その点ではサンフランシスコ講和条約や日

ソ交渉とは性質が異なる。それでも当時の日米関係は正常とは言い難かった。

日米交渉はよく調べてみると不思議な交渉でもある。なんといつでも前述したごとく交渉の大きなイッシュューは三点あったが、もしなんらかの妥結がなされなければ、日米が戦鬪を交えざるを得ないというものではなかった。キューバ危機や湾岸戦争とは違う。たとえば中国問題にしても、アメリカが日本軍の中国からの撤兵を求めたとしても、日本がこれを拒否すれば、米軍が中国大陸に派遣されるというものではなかった。また中国に対し大規模な軍事援助をおこなうことも、おそらく議会との関係で無理であったと思える。

三国同盟については、日本がヨーロッパ戦争に参加しない限り、日米の軍事衝突の原因には全くなりえなかった。問題は南進政策であった。もし日本がドイツの要請に応じてシンガポール攻略にできれば、日英軍の衝突となり、やがて日米戦争になったであろう。しかし、当時日本の軍部にはそのような行動に出る計画はなく、乙案においても南部仏印からの撤兵に応じる旨提案しているのであり、交渉がなければ戦争ということではなかった。

つまり、日米交渉はたしかに日米関係の正常化のための交渉ではあったのだが、それが不調に終わったからといってすぐさま真珠湾攻撃というのは今一つ理解できない。いずれの地域でも日米両軍が直接対峙していたわけではなかったのである。

もし交渉が必要であったとすれば、アメリカが日米通商航海条約の破棄を通告してきたことである。⁽¹⁸⁾ それによってアメリカは日本資産の凍結や屑鉄・石油の禁輸の処置をとるのであるが、これも日本が南部仏印進駐を行わなければできなかったのではないかと思われる。日本ではABC包囲網ということが言われ、日本を一方では被害者の地位に置いていた。今日から振り返ればABC包囲網と云うのは、実質的にさほど意味のあるものではなかったのであるが、資源とくに石油や鉄といった戦略物資の不足を懸念する軍部にとっては、アメリカの経済圧迫はジリ貧論という言葉に象徴されるように、自らの存亡の問題と認識された。

経済圧迫という点からすれば、日米交渉は日本が中国や東南アジアで獲得した利益（当時は権益と呼んだ）を、それに不満をもつアメリカの攻勢をいかにしのいで、現状の変更を少しでも小さくするかという日米の攻防の交渉であったと言える。日本の大陸進出に対しては日露戦争後からアメリカは不満であった。それが満州事変以後は、日本への不信を一層つものらせ、強硬に転じてきたのである。日本としては出来るだけ譲歩の幅を狭くし、現状の変更をもたらしなことが利益であった。

2 再分配の交渉

日米交渉は「再分配」の交渉であったと言えるであろうか。日米

交渉はどの点からしても日本側が攻勢にでる余地はなく、日本が一方的に守勢にたつ不利な交渉であった。アメリカは日本の譲歩を引き出すために経済圧迫を加えてきたのであり、力を背景とする外交姿勢を隠そうとしなかった。しかし、果たして日本の利益を再分配してアメリカの利益とするという野心がアメリカにあったかどうかは検討に値する。つまり日米交渉は、日本が中国や東南アジアの権益を取り過ぎているからこれを返還させ、後に自分の利益とする再分配の交渉であったかどうかである。そのような再分配の交渉の典型は日清戦争後の三国干渉であるが、日米交渉にそのような要素ほどの程度あったのだろうか。

アメリカの対日外交のなかで中国政策に関しては、前述の三原則があるが、その中でも機会均等の要求がまさに再分配に値しよう。アメリカの中国政策の原則は、中国分割に乗り遅れた結果出されてきた大義名分であり、例えばハリマンの鉄道投資の言動にみられるように、いかにも正義を掲げているように見えても、部分的には中国分割の再分配を主張する交渉であったとも言える。まさに木村論文にある、「攻勢に立つ側は、利益の再分配を狙う交渉であるにもかかわらず、それが正常化を目標とする交渉であるかのように見せかける戦術をとる。守勢にたつ側は、損害を先送りしようとするが、右の戦術によって再分配に應じることが正常化であるかのように思わされる」という説明がまさに当てはまる。¹⁹⁾ 日米交渉の過程を通じ

て、日本は譲歩を小出しにしてそれをいかに小さくするかに腐心し、アメリカ側は再分配を悟られないように大義名分を掲げて交渉に臨んだのである。

3 副産物としての交渉

つぎに、これは日米交渉全体の評価にとって大変重要な問題であるが、日米交渉は両者の真の目的は合意をめぐすことではなく、交渉を行うこと自体を目的としたものであったのかどうかである。つまり日米交渉は、交渉の結果に重点が置かれていたのではなく、その「副産物」を目的とするものであったのかどうかである。²⁰⁾ 真珠湾以後、日米双方とも日米交渉を「交渉に従事しているように見せかけて、戦争の準備の真の意図を隠蔽する」手段に使っていたと非難した。現在に至るまでこの点に関しては明確な結論は出ておらず、戦後になってもそれぞれの立場によって主張が異なる。

戦後明らかになった資料からこの点を考察してみよう。山本五十六が真珠湾攻撃を思い立ち、その研究に着手したのは、四一年の一月であった。しかし、それは国家政策として対米戦を決定し、そのプログラムに従って行った研究ではなく、かなり山本の私的な研究であった。日本が国家政策として対米戦を決意したのがいつの時点であるかは論争のあるところだが、公式の資料では後述するが四一年の七月の御前会議の決定に見ることができる。しかし、平和を求

める天皇の意向もあり、東条内閣になっても日本側は日米交渉の妥結を可能な限り真面目に考えていたと推測される。

一方アメリカ側については、果たしてルーズベルトがいつの時点で対日戦を決意したのかを推測することは難しい。アメリカにとつては日米戦争よりヨーロッパ戦争への介入の時期が重要であったので、四一年の八月頃の時点では、まだ大西洋と太平洋の両洋での戦争には準備不足であったことは軍部からの意向でも明らかである。

一月初めに暗号解読によって日本の甲案・乙案を知ったアメリカ側は、三カ月休戦とする暫定協定案を作成するが、その真の意図はまだ戦争準備が充分でないので日米交渉をもう少し延ばすこと⁽²¹⁾であった。少なくとも交渉を継続している限り戦争にはならないと考えていたのであり、その意味では日米交渉はその妥結をめざす交渉というより、交渉のもつ「副産物」に重点が置かれていたと言えるかもしれない。もしそうだとすれば日米交渉が妥結に至らなかったとしても、それは日本の責任とは言えない。

ハル・ノートを手渡した後、ハルは陸海軍の首脳に事態は自分の手を離れた、あとは陸海軍にお任せする⁽²²⁾という意味の発言をしている。ハルとしては「副産物」としての交渉はすでに終わったという意味であったのかもしれない。

III 交渉の種類——その他の分類

木村論文があげているその他の八つの分類のなかから日米交渉に関わると思われる項目を論じてみよう⁽²³⁾。

1 対外的、対内的交渉

「対外的、対内的交渉」であるが、アメリカ側は政策決定構造が一元化されており、その点で対内的な意見の調整をとくには必要としなかった。しかし、日本側は直接の交渉者は出先大使であり、一応外務省であるが、軍部とくに陸軍というもう一つの巨大な権力機構があり、中国大陸や仏印からの撤兵問題となると陸軍の同意なしでは交渉を進展させることはできなかった。それゆえ、もし外務省内での同意があつたとしても、陸軍という対内的な調整がつかなければそれを承認させることにはならなかった。

前述した国務と統帥は分離しているという憲法解釈が一般的となり、軍部の動向を首相や外務大臣も知らない状況であった⁽²⁴⁾。また場合によっては陸軍が内閣の運命さえ左右したのである。外交と軍事が一体化していないという状況のなかで行われている日米交渉は、アメリカ側の大きな不信をかうことになった。第二次、第三次の近衛内閣は、陸軍に足を引っ張られ結局交渉に失敗した。そこで木戸内府は毒をもって毒を制する⁽²⁵⁾という⁽²⁵⁾ことで現役の陸軍大臣であった

東条英機を総理にしたのである。⁽²⁵⁾これによって外交の一元化を計ろうとしたのである。しかも東条内閣は和平を望む天皇の意向を汲み、和平派の東郷茂徳を外相に据え、日本側の最後の提案となった甲案・乙案を提示したのであるが、アメリカ側の受け入れるところとはならなかった。

日米交渉には第三者の介入はなかった。ヨーロッパでは戦争が継続しており、また四一年の六月には独ソ戦が勃発して、日米交渉に介入しうるような有力な第三者はいなかった。逆にイギリス、中国、ソ連などはアメリカの参戦を期待していたのであり、またドイツは日本の参戦を期待しているという状況のなかでの和平交渉は相当困難であったとも言える。調停する第三者がいなかったということが果たして日米交渉失敗の原因にあげられるかどうか判然としない。

2 公開と非公開

次に日米交渉を公開と非公開という点からみてみよう。⁽²⁶⁾

木村論文にある四つの分類、①公式な権限を与えられている者がおこなう、公開の交渉、②同じ資格の者がおこなう非公開の交渉、③公式な権限を与えられていない者がおこなう公開の交渉、④そのような者がおこなう非公開の交渉、に当てはめてみると、日米交渉は前半と後半とでその性格を分けることができる。

日米交渉の発端は四〇年の一月にアメリカからメリノール派の

二人のカソリック神父が来日したことに始まる。ウォルシュ司教とドラウト神父の二人がクーン・レーブ商会のシッフの紹介状をもって井川忠雄を訪ねてきた。⁽²⁷⁾井川の紹介で二人は松岡外相や武藤章軍務局長に会った。二人の資格は公式な交渉権限を与えられていたとは言えないが、後に判明することであるがその背後にはウォーカー郵政長官がおり、ウォーカーとルーズベルトの密接な関係を考える、二人は明らかにアメリカ政府の密使であったと言える。しかし、公式に交渉権限を与えられていたわけではない。二人の日本での行動は全く秘密裡に行われたのであるから④のタイプに当てはまるといえる。

翌年二月に井川が今度は自分が密使として渡米する。井川本人は近衛から依頼された密使のつもりであったが、実際には公式の交渉権限はまったく与えられていなかった。⁽²⁸⁾やがて三月に軍事課長であった岩畔豪雄が野村大使を補佐するということで武官補佐官として渡米する。岩畔も公式な交渉権限を与えられていたとは言えないが、井川のような民間人とは違い、一応現役軍人として、駐米大使館に出向したかたちであった。その意味では公的な資格もっていた岩畔と井川とドラウトの三人で作られたのが日米了解案であった。了解案の直接の制作者はこの三人であるが、野村大使もハル國務長官もこれをもって交渉の始まりとすることに同意していたのであり、その時点では三人とも密使の役割を果たしたといえる。

四月からは野村とハルの間で公式な会談が行われる。明らかにこの時点から日米交渉は①のタイプの公式な権限を与えられた公開の交渉となった。交渉内容については勿論嚴重に秘密であった。しかし、日米交渉が始まっていることは日米の新聞にニュースとして書かれ、国務省やホワイト・ハウスに入る野村の写真が掲載されていた。井川と岩畔は七月まで滞米するのであるが、その行動は非公開であった。当時の新聞をみると記者達がつこく野村やハルに会談の内容を質問しているが、内容については秘匿されていた。

実は戦後になって日米交渉を回顧するとき、特に外務省関係の人達から、日米交渉が失敗した原因の一つは、その謀略的な発端にあったと言われるようになった。重光葵と加瀬俊一は共に、「日米交渉はその発端において呪われていた」と述べている⁽²⁹⁾。外務省の人達は、どうも現在でも公式な権限の与えられていない者が外交交渉に携わることをごのほか嫌う傾向にあるようである。日米交渉が非公式なチャンネルから始まったことを理由に、最初から謀略的なものであったとして、それを交渉の失敗の原因にあげることが果たして妥当かどうか判断に迷うが、現在でもそのように考えている人達もいる。

3 係争点の数とリンケージ

係争点の数とリンケージという点からみてみよう。

日米交渉のイッシュューは前述したごとく、大陸問題・三国同盟・南進政策の三点であった。それぞれは独立しているようで実はつながりのある問題であった。そもそも日米対立の基本は、満州事変以来の日本の大陸への軍事進出であった。もし日本が満州の範囲で留まっていたならば、日米対立は戦争にまでは発展しなかったのではないかと思われる。しかし、日本は満州問題をめぐり国際連盟を脱退し、やがて枢軸国側の一員として防共協定から日独伊三国同盟へと入っていったのである。日本のなかにもファシズムに対する批判はかなりあったのだが、陸軍や革新官僚と言われた人達の言動は大きな波となっており、そこに松岡洋右という特異な人物が登場することによって、対ソ政策の強化を意図していたはずのドイツとの連携強化が、ドイツの思惑どおり対米英を仮想敵国とする三国同盟条約への参加となってしまったのである。

日本は確かに大東亜共栄圏という看板を掲げていたが、それはかなり宣伝的なスローガンの色彩が濃く、理念としては議論されていたものの、果たしてどの程度具体性のあったものかどうか疑問であった。おそらく日本にはそのような力はなかったと思われるし、具体的な青写真があったわけではなかった。どちらかといえば、戦後の勃発後にその正当性を主張するために、アジアの解放とか大東亜の繁栄といった意味で、大東亜共栄圏が使われたのであり、大東亜共栄圏確立の構想を具体化するために東南アジア一帯を侵略すると

いうプログラムがあつて、それに従つて南進政策を選択したわけではなかつた。

日本の南部仏印進駐は資源の確保と重慶政権へのルートの遮断が目的であり、大東亜共栄圏の確立のための第一歩というわけではなかつた。しかしアメリカは日本の行動をすべて、特定のグラント・デザインに基づいた侵略計画と認識し、日米交渉の三点のイッシュュをそこにリンクージュさせたのである。日米交渉の議論が咬み合わなかつた大きな原因の一つがそこにある。日本は問題を個別に交渉しようとしたのであるが、アメリカは三点を日本の侵略行動に結び付けて、一度に解決しようとしたところに、交渉の無理があつたのである。

4 時間的要素

次に時間の要素を考えてみよう。日米交渉ではこれは非常に重要な問題であつた。

日米交渉の最大の問題点は時間的制約であつた。日米交渉はもし失敗すれば日米戦争が想定される危険な交渉であり、つまり交渉のあとには軍事行動が待っていた。軍事行動は準備期間が必要であり、また戦闘準備の態勢に入ってから長期間待機することは困難であつた。とくに日米のように国力に大きな差がある場合は、もし戦争とということになれば自国に有利な時期にしなければならぬ。そ

の意味で明らかに日本にはタイム・リミットがあつた。

日本は四一年七月二日の御前会議で「情勢の推移に伴う帝国国策要綱」を決定し、ここに大東亜共栄圏の建設や南方施策を決めた⁽³⁰⁾。そして「その目的達成の爲め対英米戦を辞せず」と決定したのである。さらに九月六日の御前会議で決定をみた「帝国国策遂行要領」において、「対米（英蘭）戦争を辞せる決意の下に概ね十月下旬を目途とし戦争準備を完整す」と決めたのである⁽³¹⁾。しかし、外交の継続を願う天皇の意思もあつて、東条内閣になつても日米交渉の続行は決められたが、戦争準備の関係からタイム・リミットが設定された。一月二日の連絡会議において、「武力発動の時機を十二月初頭と定め陸海軍は作戦準備を完整す」と決めた。また同時に「対米交渉が一月一日午前零時迄に成功せば武力発動を中止す」と決めたのである⁽³²⁾。ここに日米交渉は期限が設定されたのである。

一月二六日に真珠湾攻撃に向かう機動部隊は、交渉がまとまれば引き返すという条件ですでに出発していたのであり、このタイム・リミットは文字どおりデッド・ラインであつた。日本はその最終段階の譲歩として栗栖大使を派遣し、甲案・乙案を提示したのである。日本がデッド・ラインを決めたのは、当時軍部のなかに「じり貧論」というのがはやっており、このままですると交渉を延ばしている、アメリカに対抗する力が徐々に衰え、戦力に大きな差がでてしまい、やがて戦機を逸してしまうという恐怖感であつた。

日本はハル・ノートを受け取って戦争の決意にしたことになっているが、同じ日に機動部隊は出発しているのであり、余程有利な条件で交渉がまとまらない限り引き返すことは困難であったろう。日米交渉は期限付きの交渉がいかに危険なものであるかを示す好例ではないかと思われる。

5 ゼロ・サム対ノン・ゼロ・サム・ゲーム

日米交渉はゼロ・サム・ゲームであったかノン・ゼロ・サム・ゲームであったか。

日米交渉失敗の結論は日米戦争であったのだから、一見交渉は平和か戦争かをめぐるゼロ・サム・ゲームのように見えるが、交渉の重要なイシューは解決できなければアメリカの利益をそれだけ損なうという性質の要素は少なく、一つのパイを日米で食べ合っているということではなかった。たとえ日本が中国大陸から兵を引いたとしても、その分アメリカの利益が生じるというものではなかった。確かに仏印のゴムやスズといった物質については、日本が進出すればそれだけアメリカの利益が損なわれるという主張はあったが、それらの物質は他の地域でも手に入れることは可能であり、故に日米関係は厳密にはゼロ・サム・ゲームとは言い難かった。

にもかかわらず日米双方とも最終的には戦争以外に解決の道がないと考えたのは、日米の対立の根源は個々のイシューをめぐる対

立の裏に、さらに抜き差しならぬ大きな問題が横たわっており、それは戦争以外に解決の方法がないと考えた結果であったかもしれない。つまり日米交渉によって個々の問題について技術的な交渉を行っても、根底にある相互の不信感が増すだけで、なんらの解決にもならなかったのかもしれない。もし日米交渉が進む程対立感が深まり相互に絶望感を起こさせたとすれば、この交渉は他に例をみない程危険な交渉であったともいえる。

日米交渉は日米関係の長い歴史を背景にした、両国の基本国策をめぐる対立の最終的解決をもとめる決戦の交渉であったのかもしれない。つまり、日米交渉の背後には、とくにアメリカ政府とりわけルーズベルトの思想の根底には、アジアで拡張主義をとる日本に対しては、部分的な妥協によって解決がはかれるという底の浅いものではなく、軍国主義日本を打倒することが民主主義国アメリカの使命と考え、最終的には戦争しか解決の道はないと認識していたのではないかと考えられる。³³⁾それは日本がファシズムの一員となった三国同盟を起点に決定されたと言える。つまり日本とナチス・ドイツを打倒すべき敵として同列に置いたのであろう。生き残るのは、ファシズムかデモクラシーかという最終的な決断がアメリカ側にはあったのかもしれない。³⁴⁾

もし日米交渉を日米両国の国家体制を賭けた交渉と捉えれば、それはまさにゼロ・サム・ゲームであったのであり、一方の譲歩が一

方を利するということになった。少なくとも日本にとって、その基
本国策の変更を求めるアメリカ側の要求を呑むことは、自らの破滅
と感じたのであろう。日米交渉をゼロ・サム・ゲームであったと捉
えるならば、戦争は不可避であったと言わざるを得ない。

IV 文化と交渉

交渉に文化的な要素が強く作用することは否めない事実である。

日米交渉においてもまず交渉者のパーソナリティが重要な役割を演
じたが、これも個々人の個性ということと共に、日本人・アメリカ
人というそれぞれの文化を背景にもつ人間の交渉であったというこ
とである。日米交渉においては直接交渉にあたったハルと野村、そ
れにその背後にいたホーンベック、ルーズベルト、松岡、近衛、東
郷といった人物の人格形成に及ぼした文化的な背景を無視すること
はできない。それぞれは個々に異なった生まれ育ちであるが、やは
りアメリカ文化と日本文化の枠組みのなかでその発想や行動が規制
されていたと言える。木村論文にある「交渉文化」の種類にあては
めて考察してみよう。⁽³⁵⁾

1 商人型対武人型

まず「商人型対武人型」であるが、日本の交渉スタイルは一定で
はなく相手によって異なると言える。勿論、現在の日本外交は経済

的な意味での武人型外交は多少あるかもしれないが、基本的には商
人型である。しかし、戦前の日本外交はとくに对中国外交に見られ
るように武力を背景とする武人型外交が見られる。しかし、日米交
渉において武人型をとったのはアメリカであった。日米通商航海条
約を廃棄し、日本に対し経済的圧力を強め、力による屈服を強いた。
力を背景に交渉を行う姿勢は、今日でも変わらないアメリカの伝統
的な交渉文化かもしれない。

日本には基本的な国力においてアメリカに対抗する力はなく、そ
のため力の外交を信奉する松岡は三国同盟を結んでドイツの力を背
景に対米交渉に臨もうとしたのである。松岡の力の外交の背景には
一〇年以上に及ぶアメリカ生活の体験があった。松岡はアメリカに
おける体験から、アメリカ人は弱い者を馬鹿にし、強い者を尊敬す
る国民であると確信していた。それゆえアメリカの力の外交に対し
ては日本も力で対抗せざるをえないと考え三国同盟に入ってしまった
のである。松岡はさらにソ連を加えた四国協商も考えていた。⁽³⁶⁾

ホーンベックは対日強硬論者とされているが、彼の意識形成に強
い影響を与えたのは、四年近くの中国での経験である。彼は日本と
の交渉は妥協を許さず、経済圧迫のような力を背景に行うべきと堅
く信じていた。ホーンベックには弱い者は強い者には刃向かわない
ものだとの信念があった。それはまさに西欧的合理主義であった。⁽³⁷⁾
少なくとも松岡外相時代の日米交渉は、武人型同士の対決であった

といえる。

しかし、豊田、東郷外相の時代には日本の交渉は商人型に変わってきた。豊田は三国同盟の実質的な形骸化をはかり、近衛もハル四原則を容認するような発言をおこない、日米首脳会談を提唱したのがある。力に対抗するのではなく、首脳同士の政治的取り引きによって事態の打開をはかろうとしたことである。しかし、これも妥協を嫌うホーンベックによって拒否されてしまう。

東郷外相も、東条内閣のなかにあってもなお商人型交渉を行おうとした。しかし、それはアメリカ側には通じなかった。その理由の一つはアメリカは暗号解読によって日本の外交電報のほとんどを知っており（マジックと称していた）、その意味では相手のカードを知っている者と知らない者がポーカーのゲームをしているようなものであった。アメリカがもつとも懸念したのは、日本が交渉に期限を付けてきたことを知ったからである。日本は譲歩をしめしているように見えるが、じつは戦闘準備のための単なる時間稼ぎにすぎないと解釈したのである。だが、ここに実は、日本の意図を誤解する重要な落とし穴があった。また電報の解読、翻訳の過程で誤解や先入観を与えるようなことが時々起こり、それらも交渉に少なからず影響を与えた。⁽³⁸⁾

一月になって日本は栗栖大使を派遣し、最後策ともいふべき甲案・乙案を送った。このとき東郷は両案の説明に「最後の譲歩案」

という言葉を使った。これがアメリカでは「最後通牒」と翻訳されたのである。東京裁判で、日本側が最後通牒をつきつけたとして、検事より問題にされた。これについて後年東郷は、その回顧録で次のように述べている。「この最後の案とか絶対にとかの用語が東京軍事裁判所では検事よりえらい発見でもした様に問題にされたのであるが、売り買いの交渉においてもこれが切り切りとは一度に限る訳ではなく、自分等が在外に於いて交渉する時は幾度か之を以て最後案と心得られたしと訓電に接したことがあるので、事情を知って居るものには何も問題にする程のことではないのはよくわかるのである」⁽³⁹⁾。東郷は明らかに日本的な商取り引きの感覚でもって交渉に臨んでいたのであり、ここに日米の文化の差がでたのではないかと思える。日本の商人型交渉スタイルがかえってアメリカの誤解を生む原因になってしまったといえる。

2 えらび型対あわせ型

つぎに武者小路公秀氏のアメリカ文化を「えらび」型、日本文化を「あわせ」型とする交渉文化の分類によって日米交渉を見てみよう。⁽⁴⁰⁾ アメリカは一貫して自分達の創造した理想型、たとえば中国については機会均等・門戸開放・領土保全といった原則を基準にして、日本の中国大陸における歴史的に特別な立場を考慮することなく、その理想型に環境をつくりなおすことを主張した。つまり、日

本に対し新しい環境をえらぶことを求めた。日本は中国を侵略しているのであり、理由のいかんによらず現状を元に復すべきである。アメリカは要求した。一月二六日に手渡されたいわゆる「ハル・ノート」の条件は、少なくとも満州事変の前にまで遡って現状の変更を求めるものであった。

一方日本側は甲案・乙案をみても分かるとおり、出来上がっている現状に対し、それをできるだけ変更せずにいかに相手側の要求を満足させるかに腐心した。日本は中国や仏印においても侵略しているという感覚はほとんどなく、アメリカに対しても現状を認識して、できるだけこれにあわせてくれることを希望した。例えば満州国は現実に存在し、機能しはじめているのであるからという理由で、アメリカにその存在を認めるように要求した。しかるにアメリカは、満州国は傀儡国家だとして存在そのものを否定した。日本は既成事実を重んじ、アメリカはそれにあわせるのではなく、理想とする環境の創設を主張したのである。

結局、日米交渉の過程を通じて、アメリカは既成事実となっていくことを元通りに変更しろという無茶な要求をしていると日本は感じており、他方アメリカは日本が自分の行動の誤りに気づかない苛立たしきを感じていたのである。結論的には両者ともに相手に対し、なんと話の分からない奴だということになったのであるが、それはまさに「あわせ」と「えらび」という日米の交渉文化の差に起因し

たものであったと言えよう。日米交渉破綻の大きな原因の一つと言えるかもしれない。

3 文脈（コンテキスト）依存の高低

次に「文脈高依存と低依存」という分類にしたがって日米交渉をみてみると大変に興味深い違いを見出せる⁽⁴⁾。

そもそも日本人のコミュニケーションは、単刀直入に言い表すより間接的な婉曲な表現を使い、相手にそれとなく悟らせることを優れた伝達技術とする傾向にある。つまりコンテキストを重要視するのである。しかし、その習慣によって日本人同士でも誤解を生じ、コミュニケーション・ギャップを生むことがある。野村大使は交渉相手であるハルとの円滑な人間関係を維持することが交渉の重要な要素と考えており、できるだけ柔らかない表現を使い、相手の不興をかわないように注意した。その結果、時折その意図が十分に伝わらず、また誤解され、交渉の進捗に支障をきたした。その英語力にも問題があったが、日本人同士ならばあるいは理解し合えたかもしれないことも、相手に通じなかった。ハルは野村や栗栖はいつも微笑を絶やさず、言葉で表現するより好意的な態度で相手を納得させようとしていると感じていた⁽⁴²⁾。以心伝心とか腹芸は通じなかったのである。

前述した東郷の回顧録での言葉もまさにそうであるが、相手の意

図を察するのが日本の交渉文化であった。一を聞いて十を悟る、これこそ日本流の交渉の在り方である。イエスやノーを明確にして、相手に悟る部分を無くすことは非礼なこととされている。しかし、異文化同士の交渉の場合、しかもそれが文脈を重んじる側と文脈よりも直接的な言葉による表現を重んじる側である場合、交渉に誤解が生じるのは当然であろう。

野村がこの時期に大使として起用されたのは、かつて野村が武官としてワシントンの日本大使館に駐在した経験があり、その時からルーズベルトとも旧知の間柄であるという人間的要素を重視したからである。つまり、日本側には交渉に携わる人間関係に大きな期待があり、その要素を交渉の重要なポイントに置いていたのである。職業外交官でない野村は文脈に高く依存して行動する傾向が一層強かった。一月に栗栖大使が派遣されるが、栗栖は英語力もあり明確な言葉で話し合った結果、相互の立場の違いがより鮮明となり、その結果対立がより深まり、絶望感が増したといえる。

日米交渉でも日本側はなにか含みをもたせる表現で相手を納得させようとし、アメリカ側は明瞭な言葉の表現で誤解や期待をもたせないようにした。その結果、アメリカは日本の不明瞭な表現に苛立ちを覚え、不信をつのらせ、日本側はアメリカ側の余地のない表現に絶望感をもったのである。たとえば三国同盟第三条の解釈にしても、日本側はこれは自動的に発動させるのではなく、日本が独自で

判断すると伝えた。日本としては、日本は条約上の義務ではヨーロッパ戦争には介入しないという意味で、ドイツを考慮しながらの表現であったのだが、アメリカ側は納得しなかった。ハル・ノートが送付されたとき東郷外相をはじめ多くの日本人が絶望感に打たれたのは、その内容のあまりの率直さであった。日本人がこのような表現を使うときは、問答無用とする喧嘩のときであると感じたのである。その結果これでは戦争しかないという心の決着をつけてしまったのである。⁴³⁾

おわりに

以上木村論文に依拠して、「交渉学」から日米交渉を分析してみると幾つかの新たな発見があった。なによりも日米交渉は「交渉学」からみてもかなり解決困難な交渉であったのではないかということである。日米交渉が妥結に至らなかったのはそれなりの原因があったのであるが、「交渉学」を当てはめることによってそれらがかなりうまく整理されたように思える。結論的に言うならば、日米交渉は基本的にはその対象は同じものであったはずであるが、例えば日本の南進政策や三国同盟に関する認識には大きなパーセプション・ギャップが存在しており、その溝は埋まらなかった。

また、日本には大東亜共栄圏をつくるというはっきりとした青写真があったわけではなかったが、アメリカには日本の行動がなにか

ブランド・デザインに基づいた綿密な計画に思えた。しかも、今日の表現を用いればそれは一種のドミノ理論であった。ミュンヘン協定に失敗したイギリスを見ていたアメリカは、第二のミュンヘンを許さないと堅い決意を持っていたのである。さらに日本側は日米交渉を戦争を回避するためのかなり真面目な交渉として捉えていたのに対し、ヨーロッパ戦争に入りたかったアメリカは、半ば交渉を時間稼ぎの「副産物」として捉えていた傾向にあった。

さらに重要なことは、時間的要素である。交渉妥結か戦争かといった、せつばつまった交渉に時間的要素はもつとも危険な要素であったと言える。一方において戦争準備の時間的制約を持ちながら、極めて利害の反していた交渉をまとめることは至難のわざであった。しかし、日米戦争は必ずしも回避出来ないものでもなかった。その機会もなくはなかった。首脳会談の行われる可能性もあったし、また互いに譲歩案を用意もした。しかし、それらが実現しなかったのは、互いに持っている文化的背景の違いによることが多いことも分かった。

交渉に文化的要因が極めて重要であることは木村論文でも指摘されており、本稿でも極めて重要な要因であった。「商人型と武人型」あるいは「あわせ文化とえらび文化」の対立など日米の交渉スタイルを見ていく上で非常に参考になった。また日本のようにはっきりと言葉で相手に知らせるより、文脈のなかでそれとなく悟らせるこ

とを美德とする文化とアメリカのようにはっきりと相手に伝えることをエチケットとしている文化では交渉において大きな違いを見せた。とくに異なった言語をもつ相手との交渉では、その背景にある文化的相違は一段と重要性を帯びていることが理解されたと思う。本稿が今後の外国との交渉の際になんらかの参考になれば幸いと密かに期待するところである。

注

- (1) 木村汎、「交渉研究序説(その二)」、『日本研究』第一四集、国際日本研究センター、一九九六年七月。
- (2) 秦郁彦、『太平洋国際関係史』、福村出版、一九七二年九月、二七三頁。
- (3) 前掲、木村、一五頁。
- (4) 野村吉三郎、『米国に使用して』、岩波書店、昭和二年七月、二二頁。
- (5) 前掲、木村、一五頁。
- (6) 一九三二年一月七日にスチムソン國務長官は三箇条からなる、いわゆるスチムソン・ドクトリンを発表した。
- (7) Foreign Relations of the United States, Japan 1931-1941 II, p. 316. 須藤眞志、『日米開戦外交の研究』、慶応通信、昭和六二年、一七二頁。
- (8) 前掲、須藤、一七五頁。

- (9) 同書、一七二頁。
- (10) 斎藤良衛、『欺かれた歴史』、読売新聞社、昭和三〇年。
- (11) 前掲、須藤、一六四頁。
- (12) 前掲、木村、一六頁。
- (13) 同、一六頁。
- (14) ハル四原則とは次のようなものであった。①一切の国家の領土保全及主権の不可侵の原則、②他の諸国の国内問題に対する不干渉、③通商上の機会及待遇の平等原則、④紛争の防止及解決に平和的方法。
- (15) 有田八郎、『人の目の塵を見る』、講談社、昭和三年、二〇二頁―二〇六頁。
- (16) 東郷茂徳、『東郷茂徳外交手記(時代の一面)』、原書房、二六三頁。
- (17) 前掲、木村、一七頁。
- (18) 前掲、須藤、「日米通商航海条約廃棄の背景」、三二七頁―三五〇頁参照。
- (19) 前掲、木村、一八頁。
- (20) 前掲、木村、一九頁。
- (21) 前掲、須藤、二六七頁。
- (22) 『現代史資料(34) 太平洋戦争(一)』、「スチムソン日記」みすず書房、一九六八年九月、二二二頁。
- (23) 前掲、木村、二〇頁。
- (24) 近衛文麿、『平和への努力』、日本電報通信社、昭和二年三月、一〇一頁。
- (25) 富田健治、『敗戦日本の内側』、古今書院、昭和三十七年七月、一
- 九四頁。
- (26) 前掲、木村、二二頁。
- (27) 井川忠雄は一八九三年生、大蔵省官吏、財務官としてアメリカに滞在、当時産業組合金庫理事、昭和研究会を通じて近衛と親しかった。
- (28) 井川忠雄、「悲劇の日米交渉秘話」、『日本週報』、昭和三十一年八月。
- (29) 加瀬俊一、『日本外交史23 日米交渉』、鹿島研究所出版会、昭和四五年、一頁。重光葵、『昭和の動乱 下巻』、中央公論社、昭和二十七年、六三頁。
- (30) 外務省編、『日本外交年表並主要文書1840―1845 下』、原書房、五三一頁。
- (31) 同書、五四四頁。
- (32) 同書、五五四頁。
- (33) 一九三七年一〇月にルーズベルトはシカゴで『隔離演説』を行い、ドイツを批判した。
- (34) 一九四〇年二月二九日にルーズベルトは炉辺談話で、アメリカは「民主主義国の兵器庫」であらねばならないと国民に呼び掛けた。
- (35) 前掲、木村、三三頁。
- (36) 義井博、『日独伊三国同盟と日米関係』、南窓社、一九八七年二月、七一頁。
- (37) ホーンベックについては、前掲、須藤、二〇三頁―二二八頁。
- J・Cトムソン、『国務省―人と機構』、細谷千博編『日米関係史 I』東大出版会、一九七一年六月、一四一頁を参照。

- (38) 西春彦『回想日本の外交』、岩波新書550、一三三頁―一四二頁。
- (39) 前掲、東郷、二三二頁。
- (40) 前掲、木村、四四頁。
- (41) 同書、四四頁―四五頁。
- (42) コーデル・ハル、『回想録』、朝日新聞社、昭和二四年四月、一六四頁―一六八頁。
- (43) 前掲、『日本外交年表並主要文書』、五六四頁。